

地域密着型事業所の指定及び指定更新について

1. 指定更新について

指定期間（6年）が満了するため指定を更新する市内事業者

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
①	社会福祉法人五常会 中津川市デイサービスセンター ゆうわ苑	地域密着型通所 介護(デイサービス)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	中津川 3367-1	定員 18名
②	社会福祉法人五常会 瀬戸の里デイサービスセンター	地域密着型通所 介護(デイサービス)	令和8年4月1日～ 令和14年3月31日	瀬戸 1387-8	定員 18名
③	社会福祉法人和敬会倶楽部 デイサービスセンターふくろうの杜	地域密着型通所 介護(デイサービス)	令和8年7月18日～ 令和14年7月17日	苗木 4002	定員 18名
④	株式会社やさか 小規模多機能型ホーム Do 愛	小規模多機能型 居宅介護	令和8年3月15日～ 令和14年3月14日	坂下 931-1	登録定員 25名

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2. 新規指定について

新規に指定する市外事業所

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地
①	一般社団法人Live link 介護まちなか相談所	介護予防支援	令和7年11月1日～ 令和13年10月31日	恵那市岩村町262番地1

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- ① 中津川市デイサービスセンターゆうわ苑
- ② 瀬戸の里デイサービスセンター
- ③ デイサービスセンターふくろうの杜

サービス内容と指定基準

サービス種別	地域密着型通所介護（デイサービス）
利用定員	同一時間帯に18人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・生活相談員：提供日ごとに、1名以上が必要です。 ・看護職員：サービス提供の単位ごとに1名以上が必要です。 ただし、利用定員10名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考え方で配置可能。 ・介護職員：利用者数が15人までは、専従の介護職員を1名以上必要となります。利用者数が15名を超える場合は、5人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・機能訓練指導員：1名以上必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員×3m²以上 ・それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・相談室は遮へい物の設置等
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・通所介護計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者 <代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

④ 小規模多機能型ホーム Do 愛

サービス内容と指定基準

サービス種別	小規模多機能型居宅介護
利用定員	登録定員 29人以下 利用定員は18人以下
サービス内容	利用者が、その居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、入浴・排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活相談や健康状態の確認や機能訓練等のサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または他の事業所、施設等の職務との兼務可） 3年以上認知症であるものの介護経験を有し、・認知症対応型サービス事業者管理者研修を修了している者 ・看護職員（看護師または准看護師）：従業者のうち1名以上。 ・介護職員：日中（通所）：利用者3人おきに1名（常勤換算） 日中（訪問）：1名（常勤換算） 夜間：夜勤1名、宿直1名（随時訪問サービスに支障がない体制を確保できれば、省略可） ・計画作成担当者：専従（利用者の処遇に支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） 介護支援専門員資格者・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備を備える ・居間及び食堂については、機能を発揮しうる適当な広さを確保（利用定員が15人を超える場合は、利用定員×3m²以上） ・宿泊室については、7.43 m²以上の個室 ・住宅地または、住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況の把握 ・要介護認定の申請にかかる援助 ・小規模多機能型居宅介護計画及び居宅介護サービス計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等

事業所実地指導 報告書

【実施の目的等】

- ・介護保険法第23条に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。
実地指導計画に基づく定期的な指導の一環として実地指導を行った。

① 中津川市デイサービスセンター ゆうわ苑

実施日時：令和7年1月23日（木）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・重要事項説明書について、第三者評価の実施状況を記載すること。
- ・感染症に係る業務継続計画の内容が、新型コロナウイルスに限定されたものになってるので、内容のアップデートをすること。

②瀬戸の里デイサービスセンター

実施日時：令和5年11月10日（金）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・重要事項説明書の苦情相談先が高齢支援課になっているので介護保険課に改めるよう指導

③ デイサービスセンターふくろうの杜

実施日時：令和7年1月21日（火）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・感染症に係る業務継続計画の内容が、新型コロナウイルスに限定されたものになってるので、内容のアップデートをすること。
- ・今後カスタマーハラスメント対策についての取り組みを進めると良い。
- ・今後は運営推進会議の会議録を公表すること。

④ 小規模多機能型ホーム Do 愛

実施日時：平成 29 年 11 月 1 日（水）実施
→概ね適正な運営が確認された

《《現地（口頭）指摘事項》》

- ・鉢植えの植物が移動しやすいようキャスター付の台に置かれていた。安定性の面から好ましくない旨を伝える。
- ・事務所及びリビングでの基本理念及び運営理念の掲示がないのですぐに改善するよう伝える。